



地域公共交通計画とは

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにし、その実現に向けて取り組む施策を明確にした、地域公共交通政策の「マスターplan」としての役割を果たすものです。

計画策定の目的

本計画は、本県における地域公共交通を取り巻く諸課題に関係者が一体となって取り組み、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するため、地域公共交通の活性化及び再生を推進することを目的とします。

本県の地域公共交通の課題

- (1) 人口減少や少子高齢化の進展と地域特性を踏まえた公共交通ネットワークの構築
→地域特性を踏まえた移動手段の確保や地域に適した交通体系の再構築が必要
- (2) 適切な公共交通利用の促進
→公共交通の利便性向上と公共交通を乗って残すという意識の醸成が必要
- (3) 観光やまちづくりと連携した公共交通の整備
→観光客等の円滑な移動の確保や自治体のまちづくり施策を踏まえた公共交通の整備が必要
- (4) 事業者・行政・住民等すべての関係者の主体的な行動とパートナーシップ
→全ての関係者が地域公共交通を守るために行動を主体的に進めることが必要

計画の区域・期間・基本方針

区域 和歌山県全域

期間 令和6(2024)年度～令和10(2028)年度（5年間）

基本理念

県民の幸せな暮らしと 魅力ある和歌山を支える
地域に根ざした公共交通

基本方針

基本方針1 地域特性やまちづくりを踏まえた
持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

基本方針2 誰もが利用しやすく魅力ある地域公共交通の整備

基本方針3 行政、事業者、住民など地域全体で地域公共交通を
支え、守り、育てる仕組みの構築

基本方針に基づき実施する施策・数値目標



基本方針1に基づく施策・目標

1-1 バス路線維持のための継続的な支援

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①幹線系統補助の継続 【国、県、市町村】	国庫補助（幹線系統補助）の要件を満たす系統に対する支援を継続
②補助要件を満たさない系統に対する支援 【県、市町村】	上記要件を満たさなくなった系統のうち、沿線市町村で支援を行う系統に対し、県として独自の支援を検討

1-2 公共交通の再構築・維持確保のための市町村支援

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①支援アドバイザー派遣 【県】	公共交通に関する課題を抱える市町村に対し、アドバイザーを派遣し、公共交通の再構築を支援
②調査・実証運行支援 【県】	市町村が実施する交通体系の再構築に向けた調査や実証運行に対し県が補助



①支援アドバイザー派遣

1-3 公共交通担当者の交流・育成

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①市町村担当者向け勉強会の開催 【県】	公共交通に関する情報提供・情報交換を行うための勉強会を開催し、市町村における取組の推進や担当者間の交流を図る
②県・市町村の定期的な意見交換の実施 【県、市町村】	各地域の実情を踏まえた公共交通の確保に向け、県と市町村との意見交換を継続

基本方針1に関する目標	現状値	目標値(R10)	考え方
人口1人あたりの利用回数	鉄道	55.2回(R4)	63.5回
	路線バス	9.9回(R4)	13.0回
	タクシー	3.8回(R3)	5.6回
地域間幹線系統補助対象バス路線の運営状況	利用者数	1,145千人(R4)	1,573千人
	収支率	46.5%(R4)	51.0%
	行政支援額	311百万円(R4)	303百万円
県内市町村の地域公共交通計画の策定数	8市町村(R5.7)	30市町村	県長期総合計画における目標と整合
県が実施する市町村支援事業の活用市町村数	7市町村(R5)	年7市町村	毎年4~7市町村が活用しており、今後も積極的な活用を促す
県が主催する市町村担当者勉強会・研修会等の実施回数	-(実績なし)	年3回	紀北、紀中、紀南の地域ごとに開催



基本方針2に基づく施策・目標

2-1 交通結節点等における待合環境の機能充実・改善

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①まちづくりと連携した待合機能の強化 【市町村、交通事業者】	公共施設の移転・整備に伴う路線見直し、バス停整備にあわせ、結節点としての待合機能を強化
②駅やバス停の待合環境整備等に対する市町村・事業者支援 【県、市町村】	快適な待ち合い環境の確保に向け、上屋やベンチ等の整備に対する支援を検討

2-2

交通モード間の接続の充実・利便性の向上

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①交通モード間の接続ダイヤ等の見直し 【県、市町村、交通事業者】	鉄道ダイヤの改正にあわせた二次交通のダイヤの見直し、交通モード間接続について必要に応じた路線再編・ダイヤ設定を実施

2-3

人と環境にやさしい公共交通の整備

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①ノンステップバス・UDタクシーの導入推進 【国、県、市町村、交通事業者】	高齢者や障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、ノンステップバスやUDタクシーの導入を推進
②鉄道駅のバリアフリー化の推進 【国、県、市町村、交通事業者】	2,000人/日以上の鉄道駅のバリアフリー化を図るとともに、2,000人/日未満の鉄道駅から必要性の高い駅を抽出し、整備を検討
③環境にやさしい車両導入の推進 【国、県、市町村、交通事業者】	持続可能な公共交通の実現に向け、車両の電動化（EVバス、EVタクシー）や環境性能の高い鉄道車両の導入を推進

2-4

公共交通のデジタル化の推進

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①バス情報のオープンデータ化(GTFS-JP)の推進 【県、市町村、交通事業者等】	訪日外国人等の移動の利便性向上と利用促進を図るため、バス情報のオープンデータ化を推進
②バスロケーションシステム導入の推進 【県、市町村、交通事業者】	路線バスの利便性向上と利用促進を図るため、バスロケーションシステムの導入を推進
③キャッシュレス決済の推進 【県、市町村、交通事業者】	利用者の利便性向上を図るため、ICカードやQRコード等のキャッシュレス決済の導入を推進



②JR和歌山駅構内に設置されているバスロケモニター

2-5

新たなモビリティサービス導入に向けた検討

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①自動運転サービス等の実証と実装に向けた検討 【県、市町村、交通事業者等】	持続可能な移動サービスの構築のため、鉄道・バスにおける自動運転化等の実証と実装に向け、地域の実情に応じて検討
②紀伊半島の周遊観光を促進するMaaSの推進 【県、市町村、交通事業者等】	高野山・熊野地域における周遊観光の利便性向上を図るため、MaaSを推進



①太地町で運行されている自動運転バス

2-6

観光や地域活性化施策との連携

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①観光地への広域的な二次交通の利便性向上 【県、市町村、交通事業者】	南紀白浜空港から県内主要駅等への二次交通の利用促進、主要駅から観光地へ接続する二次交通のダイヤの見直し
②地域の観光資源としての鉄道の活用 【県、市町村、交通事業者等】	観光資源としての鉄道の魅力を高め、地域の活性化と鉄道の利用促進を図るため、列車や駅舎を活用した取組を推進
③地域活性化イベントとの連携 【県、市町村、交通事業者等】	観光等による地域活性化と公共交通の利用促進の相乗効果を図るために、地域活性化に資するイベントと連携

基本方針2に関する目標

現状値

目標値(R10)

考え方

バリアフリー化の進捗状況	鉄道駅(*)のバリアフリー化整備率	85.7%(R3)	100%	2,000人/日以上の全駅でバリアフリー化を達成
	乗合バスのノンステップバスの導入率	62.1%(R3)	80%	国の「移動円滑化の促進に関する基本方針」の目標と整合
	ユニバーサルデザインタクシーの導入率	6.3%(R3)	25%	
キャッシュレス決済の導入状況	路線バス事業者数	10事業者(R4)	全事業者	県内運行全事業者の導入を目指す
	タクシー事業者数	35事業者(R4)	全事業者	
バス情報のオープンデータ化の進捗状況	路線バス事業者数	6事業者(R5.10)	全事業者	コミバス路線を運行する全市町村での導入を目指す
	コミュニティバスを運行する市町村数	5市町村(R5.10)	コミュニティバスを運行する全市町村	

(※) 1日の平均利用者数2,000人以上



基本方針3に基づく施策・目標

3-1 公共交通を守り・育てる意識の醸成

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①公共交通を知る・学ぶ機会の提供 (モビリティ・マネジメントの推進) 【県、市町村、交通事業者等】	小学生等を対象としたバス乗車体験会の実施など、適切なタイミングで、切れ目なく、知る・学ぶことができる機会を提供
②地域公共交通に関する情報の提供 【県、市町村、交通事業者】	公共交通の利用状況等の情報提供を行い、生活を支える貴重な移動手段に対する危機感を共有
③地域が愛着を持てる駅やバス停づくり 【県、市町村、交通事業者等】	地域の顔となる魅力的な駅舎やバス停等の整備、駅やバス停周辺の美化活動を推進



①日高町における小学生のバス乗車体験

3-2 公共交通の利用促進に向けた取組の推進

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①多様な媒体を活用した情報発信 【県、市町村、交通事業者等】	多様な媒体や手法を活用し、幅広い世代に時刻表、路線図、利用方法等に関する情報を分かりやすく提供
②高齢者等の外出を促進する移動支援策の実施 【市町村、交通事業者】	高齢者や障害者、運転免許返納者に対する利用割引を実施
③通勤・通学・業務における公共交通利用の推進 【県、市町村等】	通勤・通学定期の購入に対する補助、業務や出張時における公共交通利用を促進する取組、ノーマイカーデー運動を推進
④公共交通利用促進イベントの実施 【県、市町村、交通事業者等】	スタンプラリーや公共交通無料デー等、公共交通を利用してみたいと思えるようなイベント等を実施

3-3 運転手等の担い手不足や生産性向上への対応

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①運転手確保に向けた取組に対する支援 【県】	各事業者団体が実施する交通事業者の運転手確保に向けた取組に対する県としての支援を検討
②交通事業者の業務支援システムの導入支援 【国、県】	交通事業者の業務の効率化及び生産性向上を図るためにシステム導入に対して、県としての支援を検討
③移住・定住支援施策と連携した運転手の確保 【県、市町村、交通事業者等】	移住希望者向けイベント等において、交通事業者への就職に関する情報を案内

3-4 各種関係機関との連携と必要な支援の実施

具体的な取組【実施主体】	取組の内容
①各種関係機関との連携と必要な支援の実施 【県、市町村、交通事業者等】	広域的な対応が必要な鉄道や観光に関する各種組織や近隣自治体との協議・意見交換の継続、利用促進や利便性向上策の検討・支援

基本方針3に関する目標	現状値	目標値(R10)	考え方
県内市町村の地域公共交通計画の策定数 【再掲】	8市町村(R5.7)	30市町村	県長期総合計画における目標と整合
公共交通の利用促進や住民啓発に関する取組を実施する市町村数	24市町村(R4アンケート)	30市町村	全市町村において実施を目指す